

# 地域医療再生基金の概要

総額3,100億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく都道府県の取組を支援

## 計画

- 計画の対象地域は、二次医療圏が基本。ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能。
- 複数年度(25年度末まで)にわたる取組を支援。
  - ※ 施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
  - ・ 施設・設備整備費、運営費ともに使用可能。
  - ・ 県全体で実施した方が効果的な事業(医師確保事業等)は、県全体を対象として実施することも可能。

## 経費

- 1地域につき100億円(10箇所以内)又は30億円を上限に分配。
- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。

## 手続の流れ

都道府県

基金

①計画の提出(順次)  
(~10月中旬頃まで)

← 随時相談

③交付金の交付  
(計画承認後順次)

厚労省

有識者による  
協議会

②計画の審議(順次)  
(~11月下旬頃まで)

※ 大型案件は別途調整